

ガス事業の託送料金制度について

2026年5月11日

資源エネルギー庁

1. 前回の議論の整理

2. 個別論点

1. 前回の議論の整理

2. 個別論点

今後の検討に向けて

- 前回の本WGにおいて、託送料金制度の今後の検討に関する議論を行ったところ、概ね以下のような問題意識が提起された。
 - 現行のルールでも、料金の見直しが必要であれば、見直しが可能な手続きは用意されており、直ちに事業の持続性が損なわれるものではない。
 - 他方、典型的なインフレ対応であっても事務負担等の社会コストが相当にかかる。料金の見直しまでのタイムラグが、経営に影響を及ぼしうることもある。迅速に対応するための手法については、電気事業（RC制度）における議論もあるが、ガス事業特有の制度環境・経営環境を踏まえつつ、複数のオプションがありうる。
 - 物価変動の反映や、外生的要因による料金の迅速な見直しの仕組みは、優先度の高い論点であり、早急に検討を進める必要。議論を進めるに当たっては、足下の上昇局面のみならず、下落局面でも耐えられる仕組みを志向すべき。また、事業者データに基づく丁寧な説明をすべき。
 - 中長期的に投資が継続できる環境が重要であり、物価変動のほか、事業報酬率の見直しなどの議論についても避けては通れない。収支構造の確認については課題をより明確に示す必要。
 - 将来的には人口減少を前提としたネットワーク縮小や撤退といった選択も避けて通れないのではないか。
- このような議論を踏まえ、託送料金制度については、ガス事業に関係する委託先も含めた多くの民間事業者への影響を考慮し、委員からの御指摘も踏まえ、まずは、エスカレーションの反映方法について検討を進める。あわせて、エスカレーションの導入に際し、事前・事後の確認の在り方についても検討を進める。
- こうした検討に加え、変分改定や届出制の考え方など、ガス事業の特性を踏まえた料金手続きの在り方についても議論を進めたい。

ガス導管事業の持続的な運営を支える託送料金制度の在り方

- 託送料金については、基本的に規制料金であり、導管事業者は、経営環境の変化に応じて、値上げの必要があれば認可申請手続きを行い、料金の見直しを行っているが、手続には一定の期間はかかるものであり、将来の環境変化に対して柔軟に対応することが難しい。
- 物価や労務費の上昇、担い手不足など、導管事業者を取り巻く事業環境は変化を続けている。事業者が自助努力により料金を抑制することは前提であるが、こうした環境変化の中でも、事業者が必要な投資を着実に行えるような事業基盤を確保するための制度整備が必要。
- これまでも本WGにおいて、委員から物価変動やその他外部環境に対応するような料金制度の必要性が指摘されたところであるが、他の公共料金における議論の動向も踏まえつつ、託送料金制度について、例えば、以下のような観点で検討を進めてはどうか。また、検討に際し留意すべき事項は何か。
 - ① 託送料金制度における物価指標等の料金への反映の仕組み
 - ② 事業報酬率等の原価算定の考え方
 - ③ 託送収支の確認の在り方（例えば、値下げ命令のベースとなる累積の超過利潤の指標の公表のみならず、累積赤字も含め、収支の健全性に関する確認）

前回WGにおける主な御意見①

- ガス事業の持続的発展にはDX・AIの活用や省人化・省力化が不可欠であり、老朽化が進む生活インフラをどう維持・更新するかは国民全体の安心に直結する。こうした取り組みを個別事業者任せにすると、推進主体が不明確となり、部分最適に陥るおそれがある。ガス単独ではなく、水道や道路、電力など他インフラとの連携が不可欠であり、自治体の関与が重要になる一方、自治体側のノウハウ不足も課題となる。インフラ分野に専門性を持つ人材をプール化し、自治体に派遣する仕組みがあれば、地域全体として無駄の少ないDX・AI推進が可能になる。**託送料金制度についても、物価上昇を踏まえたエスカレーションや迅速な改定を可能にし、中長期的に投資が継続できる事業環境を整える必要がある。**
- 人口減少が進む中で、デジタルやAIの活用は今後のガス事業に不可欠である。ガス分野に閉じた取り組みではなく、他セクターのデータと組み合わせることで新たな付加価値や効率化が生まれる可能性がある。電力やガスのデータに運輸などのデータを重ね合わせることで、新しいサービスや需要創出につながる余地がある。**託送料金については、物価指標の組み入れやエスカレーションは不可避であり、適切な料金と賃金水準が確保されなければ、事業の持続性は保てない。調整を過度に抑制すれば、結果的に事故や供給不安といった形で需要家に負担が及ぶ可能性がある。特に足元の急激な物価上昇を踏まえ、迅速な対応を最優先で議論する必要がある。**
- **託送料金制度の整理は概ね妥当であり、とりわけ事業者が制御できない外生的コストを迅速に料金に反映できていない点が根本的な課題となっている。コストを適切に転嫁できない構造が続けば、事業運営そのものが歪む可能性があるため、優先度の高い論点として早急な検討が必要**である。一方で、**機械的な値上げを行う硬直的な仕組みが望ましいとは限らず、事業者が料金改定を行いやすい制度設計が重要である。変分改定の対象見直しなども現実的な選択肢となる。あわせて、事業報酬率やベータ値が現在の事業環境を適切に反映しているか、適正な収支構造とは何かについても、議論することに異論ない。**

前回WGにおける主な御意見②

- 保安分野では、現在進められている取り組みを着実に継続することが重要であり、その前提として人手不足を踏まえた待遇改善が欠かせない。大手と中小の連携により技術や人材を地方に展開し、共通化や共同調達を進めることで規模の経済を発揮する余地がある。事業者間の情報共有を進めることで、産業内外に好事例を横展開でき、取り組みの速度も高まる。将来的には人材の奪い合いが激化するため、「人手が半分になっても成り立つ保安」といった理想像を設定し、バックキャストで制度や技術を再構築する発想が必要となる。**託送料金については、物価スライドを基本としつつ、迅速性と企業努力の余地を両立させ、将来の下落局面にも耐えられる制度設計が求められる。**
- 需要家保護の観点では、悪質事業者への是正指導を着実にやっていくことが重要である。一方で、小売単価の平均値を公表することについては、その情報を実際に活用する主体が事業者側に偏る可能性があり、競争を弱めるおそれがある。需要家保護という観点からの実効性が乏しいまま、事業者の負担だけが増えないよう留意が必要である。**託送料金への工スカレーション導入自体には賛同できるものの、収支構造に関する論点は抽象度が高く、現時点では具体的な課題が把握しづらい。透明性や公平性を高める意図なのか、今後の検討課題をより明確に示す必要**がある。
- ガス事業者は耐震化や高経年配管対策など安全性確保を前提とした投資を継続しているが、DXやAIなど人材・技術への投資は十分とは言えない。ガス分野だけでは投資余力に限界があり、電気や水道など他インフラとの協調を進め、スマート化や標準化を図る必要がある。ドローンなど分野横断的に活用できる技術は、共通基盤として整備する余地が大きい。ガス安全高度化計画2040の策定が近づく中で、DX・スマート保安のロードマップを早期に具体化することが求められる。中小事業者のデジタルリテラシー向上が、どのように規制緩和につながるのかについても、整理が必要である。

前回WGにおける主な御意見③

- ガス業界が長年培ってきた保安・防災・レジリエンスのノウハウは極めて重要であり、それを維持できる制度設計が前提となる。小売料金については、平均単価や推移、相談窓口へのクレーム件数や内容の公表などを通じて透明性を高め、事業者の自主的な改善を促すことが有効である。**託送料金では、物価上昇を回収できても改定までのタイムラグが経営に影響する場合があります、必要に応じて見通しを反映する仕組みを検討する余地**がある。さらに、**人口減少を見据え、将来的に導管ネットワークの縮小や撤退が避けられない地域について、早い段階からルールを整備する必要**がある。
- 安定供給と事業の健全性維持を考える上では、競争と協創を意識的に使い分ける視点が重要である。中小事業者が抱える人材・資金・知見の制約に対しては、ガス事業者同士の連携だけでなく、水道や交通など同様の課題を抱えるインフラ分野との協力も有効である。競争者同士の協力については、独占禁止法との関係で迷いが生じやすいため、国が一定の考え方や目安を示すことが、取り組みを後押しする効果を持ち得る。あわせて、インフラを支える現場人材の重要性を国として積極的に発信し、教育分野と連携した人材確保につなげる必要がある。
- 導管施工などガス事業特有の技術は、現状ではガス会社に入社しなければ学べない仕組みとなっており、若い世代にとって参入のハードルが高い。工業高校などの教育段階で学べる範囲を広げ、仮免許のように段階的に知識や技能を身につけられる仕組みがあれば、ガス分野に対する関心の入口を広げることができる。託送料金へのコスト反映自体には理解を示しつつも、公共料金の値上げに対する社会的な反発は大きく、事業者が努力している過程や、設備更新・保安が行われない場合に生活へどのような影響が出るのかといった背景情報が十分に伝えられていない点を課題と捉えている。値上げそのものだけでなく、多面的な情報発信の重要性が強調される。

前回WGにおける主な御意見④

- 事業基盤整備と持続性確保に向けた論点整理全体については概ね妥当との認識であり、とりわけ託送料金制度の在り方は喫緊の課題となっている。事後評価において、収支乖離が大きい事業者の割合が増加している点は、適正収益を確保できていない事業が拡大していることを示しており、その状態が続けば、必要な設備投資や資金調達に支障を来すおそれがある。導管事業者が将来にわたり安定供給を担うためには、必要な投資を行える基盤整備が不可欠であり、資料で整理された三つの論点について、電力分野など他の料金制度の動向も踏まえ、早期に具体的な検討を進める必要がある。特に想定以上のインフレ進行を踏まえた迅速な制度対応が重要である。
- 今回の論点整理は全体としてよくできており、この枠組みに沿って議論を進めれば建設的な検討になる。一方で、規制料金が直ちに事業の持続可能性を脅かしているとの整理には慎重であるべきであり、現行制度でも事業者の努力では吸収できないコスト増があれば値上げ申請によって対応できる仕組みは存在している。ただし、典型的なインフレ対応であっても、値上げ申請に大きな事務負担と社会的コストが生じている点は問題である。迅速化策としてはエスカレーションに限らず、変分改定や届出制の範囲拡大など複数の選択肢を比較すべきである。例えばインフレ率の範囲内にとどまる改定は、実質的には値下げに近い性格を持つにもかかわらず厳格な審査対象となっており、不合理である。一定幅までは届出制とし、審査が必要な改定に資源を集中させる制度設計が考えられる。加えて、将来的には人口減少を前提としたネットワーク縮小や撤退といった「畳む」選択も避けて通れない。

前回WGにおける主な御意見⑤

- 都市ガス分野のDXやスマート保安は、大手では高度な導入が進む一方、中小事業者では簡易的な遠隔監視にとどまる例が多い。費用回収や規制合理化の見通しが立ちにくいいため、投資判断が難しい状況にある。すべての事業者が中長期的に到達すべき最低限のDX・スマート保安水準を明確にし、先行事業者にはさらなる規制合理化を適用することで投資インセンティブを高める必要がある。得られたノウハウを業界全体に展開し、ボトムアップを図るロードマップが求められる。**託送料金制度では、物価対応に加え、デジタル投資も踏まえた持続可能性の議論が必要**である。
- 中東情勢について、日本のLNG調達には直ちに大きな支障を受けていないが、欧州を中心とした需給逼迫の可能性には留意が必要である。短期的な影響緩和策として、原子力再稼働の加速や石炭火力の活用など、政府一体での対応が求められる。中長期的には脱炭素の進展を前提に、ガス利用の位置付けやエネルギーミックス、有事対応の備えについて十分な検証が必要となる。省人化・省力化投資は人手不足対策として極めて重要であり、意欲的な事業者の取り組みを規制・制度面から後押しすることが期待される。**託送料金の見直しについては、持続可能性とのバランスを意識した検討が必要**である。
- 小売料金については、これまで法令に問題のある行為に対する指導を行ってきており、今後は個社データの分析を通じて、通常と異なる動きを示す料金プランへの対応を強化する。需要家に参考となる情報を、競争を歪めない形で発信していくことが重要である。相談件数については公表しているものの認知が十分ではなく、広報面での工夫が必要となる。**託送料金への物価反映については、電力分野と同様に、事業者データに基づく丁寧な説明が不可欠であり、物価上昇だけでなく下落局面にも対応できる対称的な仕組みを検討する必要がある。**

前回WGにおける主な御意見⑥

- 担い手不足が深刻化する中で、省人化・省力化は業界全体の喫緊の課題であり、スマート保安やDXの取り組みを一層加速させていく。技術開発や全国展開への支援に加え、メーター検定有効期間や漏えい検査頻度の見直しを進めることで、省力化効果を高める必要がある。小売料金の確認については、自由化の趣旨を損なわず、事業者の創意工夫を阻害しない慎重な検討が求められる。託送料金については、物価上昇見通しを現行制度では反映できず、改定後すぐに収支が悪化する懸念があるため、審査要領の早期見直しが必要である。
- 地方ガス事業者を念頭に置くと、小売市場だけでなく、卸供給段階の競争環境にも目を向ける必要がある。地方ガス向けの卸条件が実質的に競争の働かない形で固定化されている場合、小売料金の高止まりや投資余力の低下につながりかねない。卸供給を含めた市場監視を行うことで、地方ガス事業者の調達環境が改善し、DXやAI活用への投資余地が広がる可能性がある。また、保安分野の担い手不足は導管部門に限らず、小売部門の消費機器保安や開閉栓業務にも共通する課題であり、ガス事業全体として包括的に議論する必要がある。

1. 前回の議論の整理

2. 個別論点

ガス導管事業の料金規制の考え方

- 一般ガス導管事業においては、導管網という自然独占性の強いインフラを担い、競争による料金抑制が期待できないことから、需要家保護と設備投資の回収、安定供給確保の観点から、総括原価方式の規制料金が採用されている。
- 託送料金については、事前の審査により、その適切性・適正性を個別に確認するとともに、事後評価により、ストック・フローの両面から総括的に託送収支の状況を確認している。

託送料金審査

【現行法での規制】

1. 料金は託送供給約款の記載事項であり、値上げの場合は変更約款の認可が、値下げの場合は変更約款の届出が必要である。
2. 料金は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものである必要がある。
3. 料金が定率又は定額をもって明確に定められている必要がある。

【託送料金審査】

- 託送供給約款料金が、算定規則に則って算定されていることを前提とする。
- 一般ガス導管事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（原価等）について、その適正性を審査した上で、経営効率化努力の度合いを相対比較することにより審査を行う。
- 料金が定率又は定額をもって明確に定められるとともに、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものとなっていないか否かを審査するものとする。

+

事後評価

- 導管事業者の①効率化・託送料金の低廉化と②将来にわたる質の高いガス安定供給の両立を実現するため、各事業者の収支状況等について、事後評価を行っている。

ストック
管理

- 当期超過利潤累積額が一定水準額を超えているか確認する。
- 一定水準額を超過した事業年度の翌々事業年度の開始日までに値下げ届出が行われなければ、変更命令が発動される。
- なお、一定水準額については、事業報酬額、あるいは、本支管投資額の5年間平均のいずれかを用いることとされている。

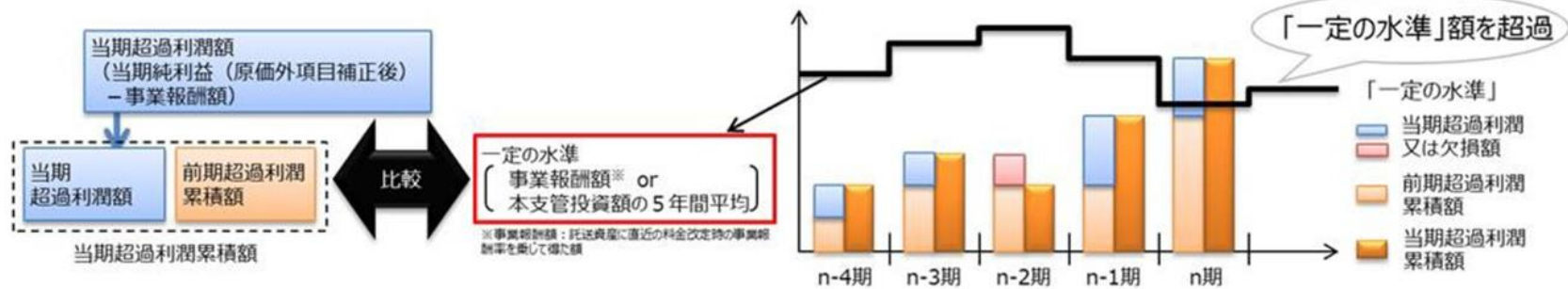
+

フロー
管理

- 想定原価と実績原価の乖離率が一定の比率（▲5%）を超えているか確認する。
- 現行の託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者の説明を求める。
- 一定の乖離率を超えた事業年度の翌々事業年度開始日までに自主的な値下げ届出がなされない場合には、変更命令が発動される。

【参考】 ガス導管事業に係るストック管理とフロー管理

＜ストック管理方式＞

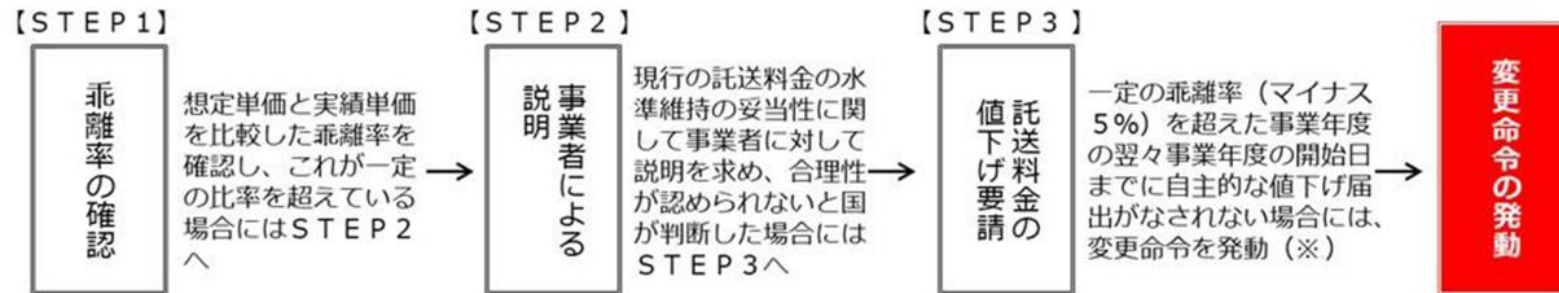


当期超過利潤累積額が、「一定の水準」額を超過した場合、
経済産業大臣が託送供給約款の変更命令を発動

託送供給料金の改定

n年度の当期超過利潤累積額が一定の水準額を超過した場合は、n+2年度の開始日までに値下げ届出が行われなければ変更命令を発動。
ただし、直近の料金改定から3年を経過していない場合は、当該3年を経過する日までに値下げ届出が行われていなければ変更命令を発動（n+1年度にも一定水準を超過した場合を除く）。

＜フロー管理方式＞



（※）原価算定期間等（原則3年）が終了していない事業者は、乖離率計算書を作成しない。

ガス導管事業者ごとの料金見直し対応の違い

- 承認事業者を除く一般ガス導管事業者（100者超存在）は、値上げの場合、総原価の洗い替えによる見直し及び認可申請を行う必要。
- これらの事業者の値上げ申請に係る審査については、それぞれ所管の本省・経済産業局において対応することとなっている。

導管事業者の料金改定に係る申請方式について

	値上げ	値下げ	その他
一般ガス導管事業者（189社）	認可申請	届出	認可申請（変分改定） （他律的な要因（事業者間精算費及び合成メタン等調達費相当金）に係る値上げのみ）
うち、供給条件を届け出ている承認事業者（※）（0社）	届出	届出	—
うち、供給条件を届け出していない承認事業者（※）（70社）	—	—	—
特定ガス導管事業者（29社）	届出	届出	—
うち、供給条件を届け出ている承認事業者（※）（2社）	届出	届出	—
うち、供給条件を届け出していない承認事業者（※）（4社）	—	—	—

（※）ガスメーター取付数又は契約件数が少なく他社と導管が繋がっていない一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者は、他社から託送供給の申し込みを受ける可能性が低いと考えられることから、経済産業大臣の承認を受けて託送供給約款を策定していない。ただし、当該承認を受けた事業者は、その供給区域における託送供給を行おうとするときは、当該託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業大臣に届け出なければならない。

ガスのネットワークの性格

- ガス事業は、地域性が強く、規模も様々であり、独立・分断した市場や導管網が展開されているなど、導管事業者ごとの個別性・独立性が高く、個別事情による説明が不可欠。

【他の事業との比較】

	ガス（一般ガス導管）	地域鉄道	電気（一般送配電）
規制料金方式	総括原価方式	総括原価方式	レベニューキャップ制度
ネットワークの空間的特性	各エリアで完結するローカルな導管網	域内又は地域をまたぐ交通ネットワーク	各エリアごとの系統を基本としつつ、連系線での広域融通も可能
設備投資の性格	安定供給の確保の他、設備更新・増設は地域需要・設備状況に依存	安全・安定輸送の確保等	安定供給の確保の他、需要だけでなく再エネなどの電源による設備更新・増設も存在
事業者間の同質性	事業規模・需要密度の違いから、供給に係る設備構成や業務構造が大きく異なる	民間鉄道事業者、第三セクター等の経営主体や規模、事業エリアの実情等が大きく異なる	エリアごとに地域特性はあるが、設備・業務構造が比較的類似

託送料金の算定方法について

- 一般ガス導管事業者に係る託送料金の算定方法は、総括原価方式を採用。将来の合理的な期間（3年間）を原価算定期間として設定し、一般ガス導管事業等を運営するために必要となる原価に利潤（事業報酬）を加えて、原価等を算定。
- 値上げについては、原則、総原価の洗い替えにより対応。また、値下げの場合は、総括原価方式に加え、届出上限値方式を採用。また、事業者の経営努力では吸収できない外生的な要因により託送料金の改定を行う場合には、総原価の洗い替えを行うことを必ずしも求めず、当該費用の変分改定が可能（合成メタン等調達費相当金及び事業者間精算費）。
- **なお、現行のルール（審査要領）において、消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（インフレーション）の原価への算入は認められておらず、直近で洗い替えによる値上げを行った事業者においても、変動見込みは反映されていない。**

（参考）ガス事業託送供給約款料金算定規則による料金算定

- 一般ガス導管事業者が託送料金を定めようとする、又は値上げ改定をする場合（認可申請）は、原価等として以下費用を算定する。

営業費																												
労務費	修繕費	電力料	水道料	使用ガス費	消耗品費	運賃	旅費交通費	通信費	保険料	賃借料	委託作業費	租税課金	試験研究費	教育費	需要開発費	たな卸減耗費	固定資産除却費	貸倒償却	雑費	需給調整費	合成メタン等調達費相当金	需要調査・開拓費	事業者間精算費	減価償却費	営業外費用	法人税等	事業報酬	控除項目

■ 個別に算定方法が定められている費用

■ 原価算定期間中におけるガス需要計画等に対応した適正な見積額とする費用

【参考】一般ガス導管事業託送供給約款料金審査要領 第2章抜粋

第1節 基本的考え方 ←

←

1. 各費用について、原価として認めることが適当であるか否か、また、申請者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定された額であるか否かについて審査する。←

←

2. 契約又は法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものについては、事実関係や算定方法を確認する。←

←

3. 資材調達や工事・委託事業等に係る費用であって、申請後に契約を締結し、又は契約締結に係る交渉を行うものについては、これまでの入札の実施等による効率化努力の実績や他の一般ガス導管事業者によるコスト削減の状況等を踏まえつつ、コスト削減効果が適正に見込まれているか確認する。←

←

4. 従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役、顧問等）に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（杜宅・寮等であって、一般ガス導管事業等を遂行するために必要と認められるものを除く。）に係る費用など、一般ガス導管事業等を遂行するために必要であると認められないものについては、原価への算入を認めない。←

また、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）については、原価への算入を認めない。←

←

5. 消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めない。←

【参考】各項目の具体的な算定方法

労務費

- 労務費は、役員給与、給料、雑給、賞与手当、法定福利費、厚生福利費、退職手当から構成されており、原価算定期首における実績又は直近実績と原価算定期間中の変動とを考慮した適正な額とする。
 - 役員給与
 - 給料 : 基準内賃金+基準外賃金
 - 雑給 : 平均人員×月平均単価
 - 賞与手当
 - 法定福利費 : 健康保険料+厚生年金保険料+雇用保険料+児童手当拠出金+労災保険料+その他
 - 厚生福利費 : 安全衛生費+その他
 - 退職手当 : 退職給付引当金繰入+その他

修繕費

- 修繕費は、基準修繕費、ガスメーター修繕費から構成されている。
 - 基準修繕費 : 供給販売費及び一般管理費の別に以下の算式により算定するものとする。
原価算定期首帳簿原価×(原価算定直前2年間の経常修繕費の合計額/原価算定直前2年間の各事業年度期首帳簿原価の合計額)×(12/事業年度月数)
 - ガスメーター修繕費 : 原価算定期間中のガスメーターの取替計画、修繕計画等に対応した数量に、時価を基礎とする適正な単価を乗じたものとする。
(新設事業者の修繕費は、上記にかかわらず、通常予想される経常修繕に要する適正な見積額とする。)

租税課金

- 租税課金は、固定資産税、事業税(地方法人特別税を含む。)等の諸税と報償金、道路占用料等の公課から構成されている。
 - 固定資産税、事業税等の諸税 : 各税法の定めるところにより算定した適正な額とする。
 - 報償金、道路占用料等の公課 : 原価算定時において、契約され、又は変更されることが確実なものの適正な見積額とする。

【参考】各項目の具体的な算定方法

減価償却費

- 減価償却費は、原価算定期間を通じて存する固定資産の帳簿価額及び原価算定期間中増加する固定資産の期間計算を行った帳簿価額に対し、当該一般ガス導管事業者が採用している減価償却の計算方法により算定した額とする。この場合において、耐用年数及び残存価額は、法人税法（昭和40年法律第34号）の定めるところによるものとする。
- ただし、新規に一般ガス導管事業者間の供給区域を連結する導管又は特定導管（施行規則第一条第二項第八号二に該当するものを除く。この表及び第2表において同じ。）を敷設する場合であって、当該導管の耐用年数を30年とした定率法及び定額法により算定した額が上記の計算方法により算定した額よりも低い場合においては、この方法により算定した額とすることができる。
- なお、新設事業者にあつては、減価償却費の計算は、定額法によるものとする。
- 減価償却費の項目は以下の通り。
 - 建物、構築物、機械装置、導管・ガスメーター、車両運搬具、工具器具備品、資産除去債務相当資産、無形固定資産

需給調整費

- 需給調整費は、調整力コストと振替供給コストから構成される。
 - 調整力コスト：原価算定期間中における調整力の確保に要する費用（事業報酬相当額及び法人税等相当額を含む。）と、直近実績と原価算定期間中の変動とを考慮した必要調整力（原価算定期間における1時間当たりの必要調整力（ m^3/h ）として算定した適正な見積量）により算定した適正な見積額とする。
 - 振替供給コスト：原価算定期間中における調整力単価（調整力コストを原価算定期間の必要調整力の合計で除した値）と、直近実績と原価算定期間中の変動とを考慮した振替供給能力（原価算定期間における1時間当たりの振替供給能力（ m^3/h ）として算定した適正な見積能力）により算定した適正な見積額とする

【参考】各項目の具体的な算定方法

合成メタン等 調達費 相当金

- 合成メタン等調達費相当金は、ガス事業法施行規則第二十条の四の規定に基づき通知された回収すべき合成メタン等調達費の額を基に原価算定期間又は原資算定期間を乗じて算定する。

需要調査 ・開拓費

- 需要調査・開拓費は、需要調査費と需要開拓費から構成される。
 - 需要調査費 : 原価算定期間内において想定される適正な見積額とする。
 - 需要開拓費 : 当該一般ガス導管事業者が新たな導管の整備を検討する周辺地域及び当該一般ガス導管事業者が過去5年以内（一般ガス導管事業者間の供給区域を連結する導管及び特定導管にあっては、過去15年以内）に敷設した既存導管の周辺地域における年間開発ガス量（増分需要）を想定し、託送料金収入額増加額から合成メタン等調達費相当金に係る収入額を除いた額の5年分の1/2として算定した額の範囲内における適正な見積額とする。

事業者間 精算費

- 事業者間精算費は、当該一般ガス導管事業者の直前に連結託送供給を行うことが見込まれる他の導管事業者が設定する事業者間精算料金表及び当該他の導管事業者の想定連結託送供給ガス量等を基に計算した金額の合計額とする。

【参考】各項目の具体的な算定方法

その他 諸経費

- その他諸経費は、原価算定期間中におけるガス需要計画等に対応した適正な見積額とする。
- その他諸経費は、以下の内容から構成される。
 - 電力料 : 支払電力料+その他
 - 水道料 : 支払水道料+その他
 - 使用ガス費
 - 消耗品費 : 事務・作業用消耗品+工具・備品+印刷代+ガスメーター+その他
 - 運賃
 - 旅費交通費 : 交通費+その他
 - 通信費 : 電信・電話料+郵送費+その他
 - 保険料 : 損害保険料+その他
 - 賃借料 : 電算機賃借料+事務・作業機器賃借料+車両リース料+その他
 - 委託作業費 : 建物清掃費+開栓・閉栓手数料+安全点検手数料+システム関係委託費+その他
 - 試験研究費
 - 教育費
 - 需要開発費 : 広報費+その他
 - たな卸減耗費
 - 固定資産除却費 : 供給設備除却費+業務設備除却費
 - 貸倒償却
 - 雑費

【参考】各項目の具体的な算定方法

営業外費用

- 営業外費用は、株式交付費償却、社債発行費償却、雑支出から構成される。
 - 株式交付費償却及び社債発行費償却：原価算定期間における株式の交付及び社債の発行計画等に基づく適正な見積額とする。
 - 雑支出：原価算定期間中における適正な見積額とする。

法人税及び 地方法人税 並びに 住民税

- 法人税：原価算定期間中の平均資本金額に適正な配当率を乗じて得た配当金及び利益準備金を基礎として算定した適正な額とする。この場合において、税率は法人税法に定めるところによるものとする。
- 地方法人税：地方法人税法（平成26年法律第11号）に定めるところによるものとする。
- 住民税：地方税法（昭和25年法律第226号）に定めるところによるものとする。

【参考】各項目の具体的な算定方法

- 様式第1第2表の設備投資計画等により、固定資産投資額、運転資本、繰延資産の残高、の合計額とする。
- 固定資産投資額：原価算定期首固定資産帳簿価額及び期末固定資産予想帳簿価額の平均とする。この場合の予想帳簿価額とは、原価算定期首に存する固定資産の帳簿価額に原価算定期間中に増加する固定資産の帳簿原価を加算して得た額から、それぞれについて別表第5第1表に定める算定方法により算定した減価償却費の額及び固定資産除却損の額を控除した額をいう。ただし、圧縮記帳に代えて設定した積立金に相当する資産、資産除去債務相当資産並びに休止設備及びガス需要計画に比して過大な余裕設備については、原価算定期首固定資産帳簿価額及び期末固定資産予想帳簿価額から除くものとする。

(固定資産投資額内訳)

 - 建設仮勘定：土地、建物、構築物、機械装置、導管、ガスメーター、車両運搬具、工具器具備品
無形固定資産、長期前払費用
 - 設備勘定（有形）：土地、建物、構築物、機械装置、導管、ガスメーター、車両運搬具、工具器具備品
 - 無形固定資産
 - 長期前払費用
- 運転資本：営業費等と貯蔵品の額の合計額とする。
 - 営業費等：原価算定期間中の営業費等から減価償却費（資産除去債務相当資産に係るものを除く。）、合成メタン等調達費相当金、固定資産除却損、退職給付引当金等引当金純増額、繰延資産償却費、事業税等を除いた額の1.5月分
 - 貯蔵品：原価算定直前2年間の各月残額の平均額×原価算定期間中の月末平均メーター取付数÷原価算定直前2年間の月末平均メーター取付数
- 繰延資産の残高：原価算定期首の繰延資産帳簿価額及び期末の繰延資産予想帳簿価額の平均とする。

【参考】各項目の具体的な算定方法

事業報酬率

- 次により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を35：65で加重平均した率とする。
 - 自己資本報酬率：一般ガス導管事業者を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率（以下「全産業自己資本利益率」という。）を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績値（以下「公社債利回り実績値」という。）を下限として以下の算式により各年度ごとに算定した値の一般ガス導管事業者の経営状況を判断するに適切な年限の平均（全産業自己資本利益率が公社債利回り実績値を下回る場合には公社債利回り実績値）
 - 自己資本報酬率 = $(1 - \beta) \times \text{公社債利回り実績値} + \beta \times \text{全産業自己資本利益率}$
 - β 値：ガス事業の事業経営リスク、市場全体の株式価格が1%上昇するときのガス事業の株式の平均上昇率
 - β 値 = $(\text{ガス事業の収益率} - \text{株式市場の収益率}) / \text{株式市場の収益率の分散}$
 - 他人資本報酬率：ガスメーター取付数30万個以上の一般ガス導管事業者にあつては、ガスメーター取付数150万個以上の一般ガス導管事業者の直近1年間の有利子負債の実績額に応じて当該有利子負債の実績額に係る実績利率を加重平均した値（以下「平均実績有利子負債利率」という。）（この場合において、当該一般ガス導管事業者の有利子負債の中に転換社債等が含まれているときは、この利率を当該一般ガス導管事業者に適用される普通社債の利率に置き換えることとする。）、ガスメーター取付数30万個未満の一般ガス導管事業者にあつては、平均実績有利子負債利率を社債利率の格付による格差により補正した値とする。
- この場合において、一般ガス導管事業者の経営状況を反映するための年限、全産業自己資本利益率、公社債利回り実績値及び β 値並びに平均実績有利子負債利率及び平均実績有利子負債利率を社債利率の格付による格差により補正した値は、それぞれ経済産業大臣が別に告示する値とする。

【参考】変分改定について

- ガス事業においては、事業者の経営努力では吸収できない外生的な要因により、特定の費用に係る託送料金の改定を行う場合には、総原価の洗い替えを行うことを必ずしも求めず、当該費用のみを審査し、改定することを認めている。**現在認められている項目は、事業者間精算費と合成メタン等調達費相当金。**

2. 短期的な目標に向けた規制・制度の在り方

(2) 託送料金制度の活用について

【今後の検討方針】

【④ 託送料金の改定の手続について】

● 算入可能額の妥当性・透明性の確保について

1. 算入可能額の妥当性

・託送料金の仕組みを利用して算入可能とする費用については、その算定ルールを省令等で定めた上で、**額の妥当性を確保するため、どのような費用をどれだけ算入可能とする必要があるか、あらかじめ調達者であるガス小売事業者が経済産業大臣の承認を得ることとする。**

2. 透明性の確保

・ガス小売事業者に対し、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者（以下「一般ガス導管事業者等」という。）から情報提供を受けた費用の内容について、指針等により、例えば、請求書への記載やウェブサイトへの閲覧を可能とすることなどの方法により、**消費者に明示するよう求めることとする。**

● 変分改定について

合成メタンやバイオガスの調達費は、高度化法目標達成等のために**ガス小売事業者が①合成メタンやバイオガスの調達を行い、②当該調達費を経済産業大臣に申請・承認を受けること等により、託送料金制度を利用してネットワーク内のガス小売事業者間で公平に負担することができる**こととするものである。

当該調達費に係る一般ガス導管事業者等による託送料金の改定は、上記のとおり**ガス小売業者に端を発するものであり、一般ガス導管事業者等にとっては外生的な要因**であると言える。

このため、合成メタンやバイオガスの調達費の変動額を基に託送料金を変更しようとする場合には、総原価の洗い替えを行うことは必ずしも求めず、**変更後の合成メタンやバイオガスの算入可能額のみを審査する変分改定を認めることとする**（省令等に規定）。

※同様の考え方により、事業者間精算額についても変分改定が認められている。

令和6年7月29日
第36回ガス事業環境整備WG
資料4から抜粋・加工

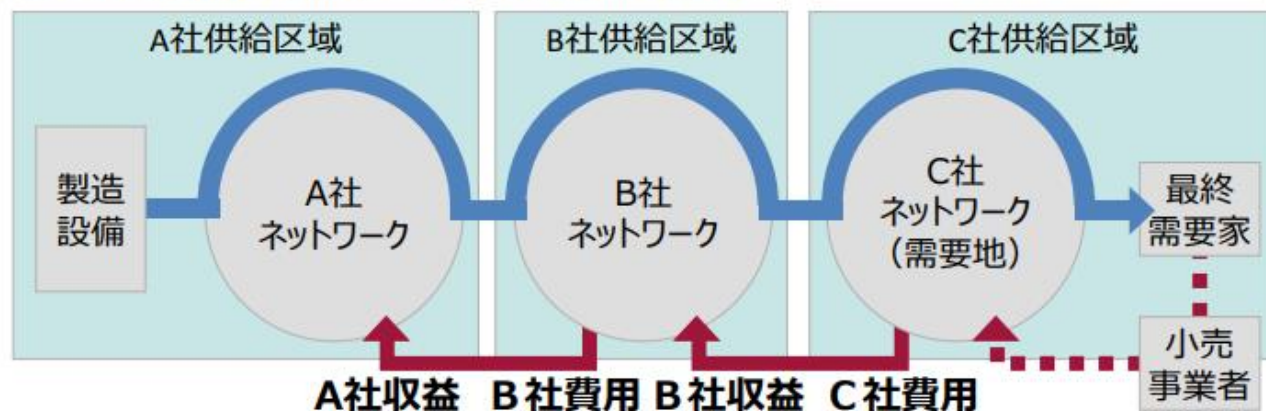
【参考】事業者間精算について

平成28年9月29日
第17回料金審査専門会合
資料5-3から抜粋

1-1. 事業者間精算の概要

- 事業者間精算とは、最終需要家へのガス到達までに2事業者以上の導管を通過する場合に、ガス導管事業者間で連結託送供給に係る費用を精算する仕組みである

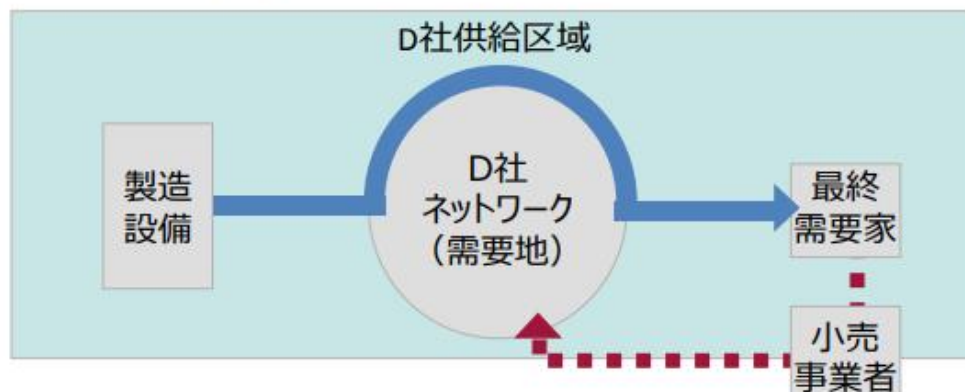
< 2事業者以上の導管を通過する場合 >



- A社-B社間、B社-C社間で、それぞれ事業者間精算が行われる

(参考)

< 1事業者のみの導管を通過する場合 >



- ➡ ガスの流れ
- ➡ 連結託送に係る金銭の流れ (事業者間精算)
- ➡ 小売託送に係る金銭の流れ

【参考】事業者間精算費について

平成28年9月29日
第17回料金審査専門会合
資料5-3から抜粋

1-2. 事業者間精算費・収益の計算方法

- 事業者間精算費・収益ともに、算定省令に基づく計算方法により影響額が算出され、原価に織り込まれる

費目		根拠（算定省令より）	ポイント
事業者間 精算費	単価 ×	直前に連結託送供給を行うことが見込まれる 他の事業者が設定する事業者間精算料金表 （※1）	上流導管事業者（※3）が経済産業大臣に提出する事業者間精算料金表に基づく単価
	数量	当該他の事業者の 想定連結託送供給ガス量等 （※2）	
事業者間 精算収益	単価 ×	当該一般ガス事業者が設定する 事業者間精算料金表 （※1）	「 当該 」導管事業者が経済産業大臣に提出する事業者間精算料金表に基づく単価
	数量	実績値及び供給計画等を基に算定した当該一般ガス事業者の 想定連結託送供給ガス量等 （※2）	

（※1） 連結託送供給に係る費用を事業者間で精算するための料金を算出するための基礎となる料金表をいう

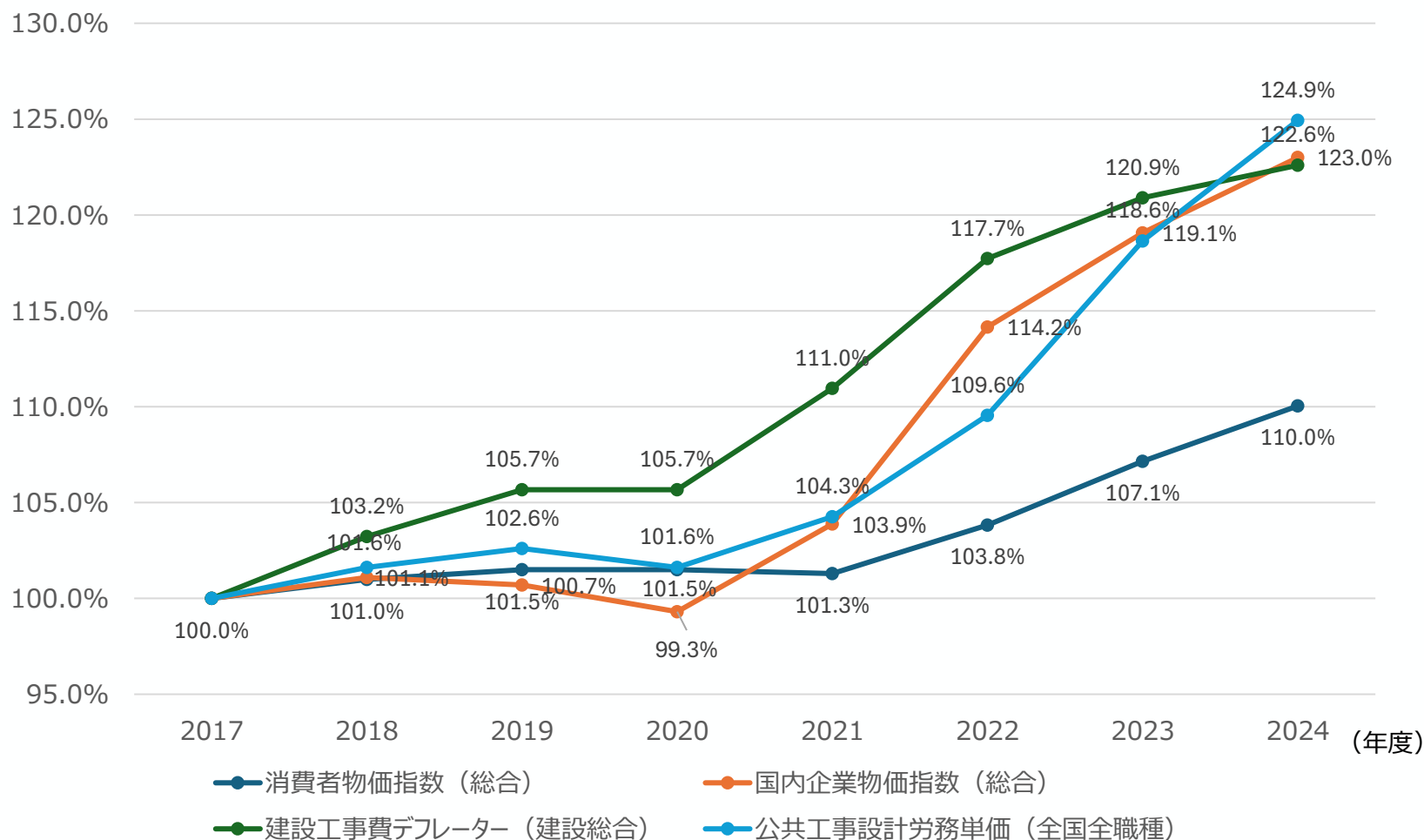
（※2） 連結託送供給を行うことが見込まれるガスの量をいう

（※3） 「直前に連結託送供給を行うことが見込まれる他の事業者」を「上流導管事業者」と表現する。次頁以降同様。

主要指標の動向

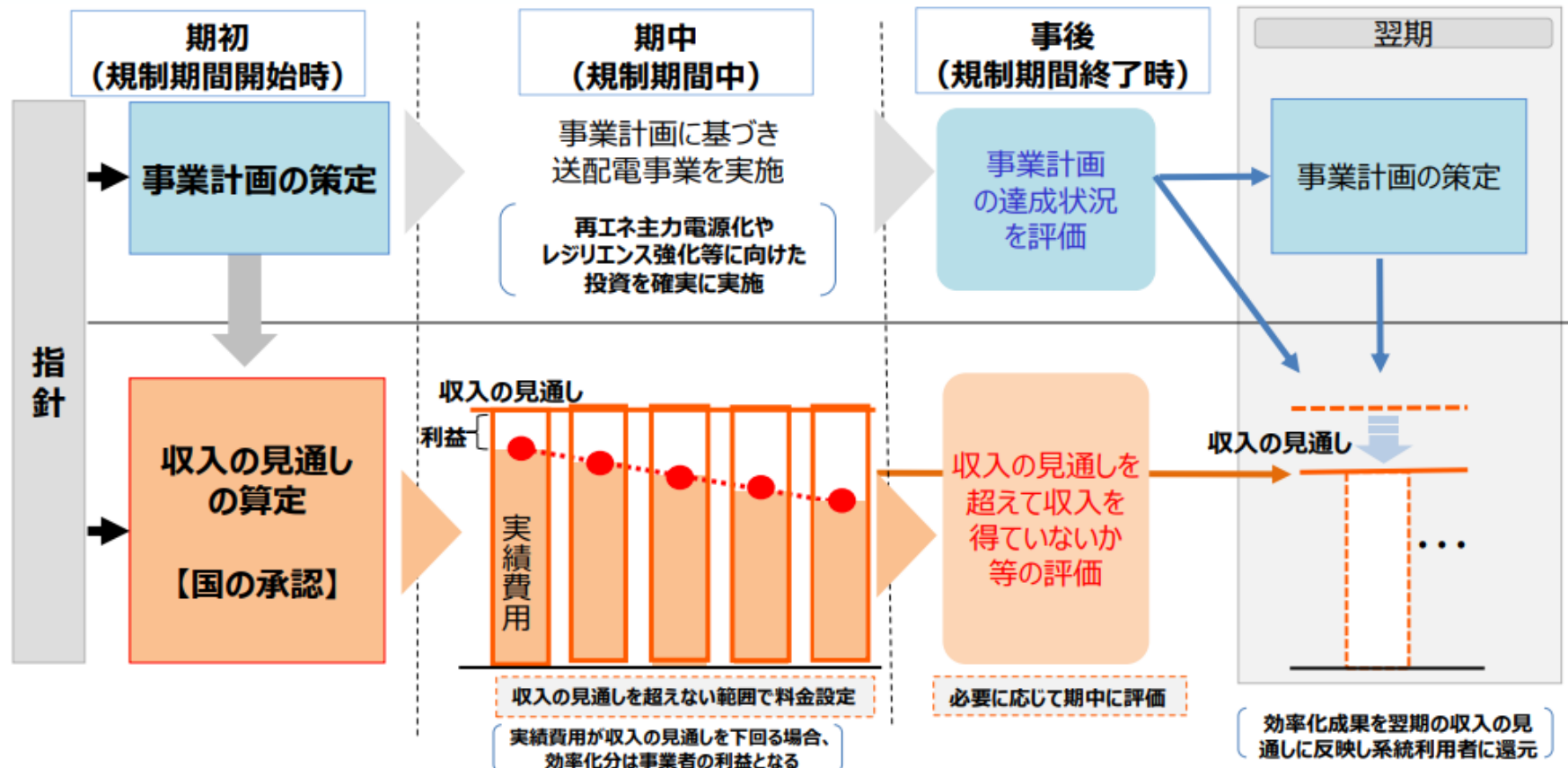
- ガス小売全面自由化以降の各種指標の動向について確認すると、特に2021年以降、上昇傾向が顕著である。

主要指標の推移（2017年度基準）



【参考】電気の託送料金（レベニューキャップ制度：RC）の議論の動向

- 一般送配電事業者が、規制期間（5年間）ごとに、事業計画の実施に必要な費用総額（収入上限：レベニューキャップ）について、電気事業法に基づき、経済産業大臣の承認を受け、その範囲内で各事業者が託送料金単価を設定。
- 2023年度、2024年度の期中評価において、労務費単価や物価等の上昇の影響が一定程度顕在化している状況を確認したことを踏まえ、エスカレーションの反映の必要性を検討。



2. ④制度措置の対象とする費用項目

- 制度措置の対象とする費用項目について、**基本的には、物価等上昇の影響を受ける費用項目を対象とすべきと考えられる。**
- 一方で、制御不能費用、事後検証費用、控除収益については翌期調整対象※1であり、物価等上昇の影響がある場合にも個別に検証・調整が可能のため、今回の制度措置については対象外とすることが適当。
- また、廃炉等負担金※2や離島等供給に係る収益※2、離島等供給に係る燃料費※3、除却損※4といった物価等上昇の影響を受けない項目も対象外とすることが適当。
- このため、**上記を除いたOPEX、CAPEX、その他費用、次世代投資費用を制度措置の対象としてはどうか。**

<制度措置の対象とする費用項目>

原価区分	費用項目の例
OPEX	委託費、研究費
CAPEX	減価償却費、取替修繕費
その他費用	修繕費（上記区分費用以外）
次世代投資費用	委託費、修繕費、研究費

<制度措置の対象外とする費用項目>

原価区分	費用項目の例
制御不能費用	（既設分）減価償却費、賃借料、公租公課
事後検証費用	託送料、事業者間精算費
事業報酬	
控除収益	電気事業雑収益

※1 制御不能費用のうち主たる費目である減価償却費は物価等上昇の影響を受けない。事後検証費用、控除収益は物価等上昇の影響を受けるものの、第1規制期間の制度措置にあたっては翌期調整項目であるため対象外と整理

※2 廃炉等負担金、離島等供給に係る収益は市況に連動して増減する性質の費用収益ではないため対象外

※3 離島等供給に係る燃料費については、離島ユニバーサルサービス調整制度によって燃料価格の変動相当分が毎月調整されるため対象外

※4 除却損は既存設備の残存帳簿価額の償却であり、物価等上昇影響を受けないため対象外

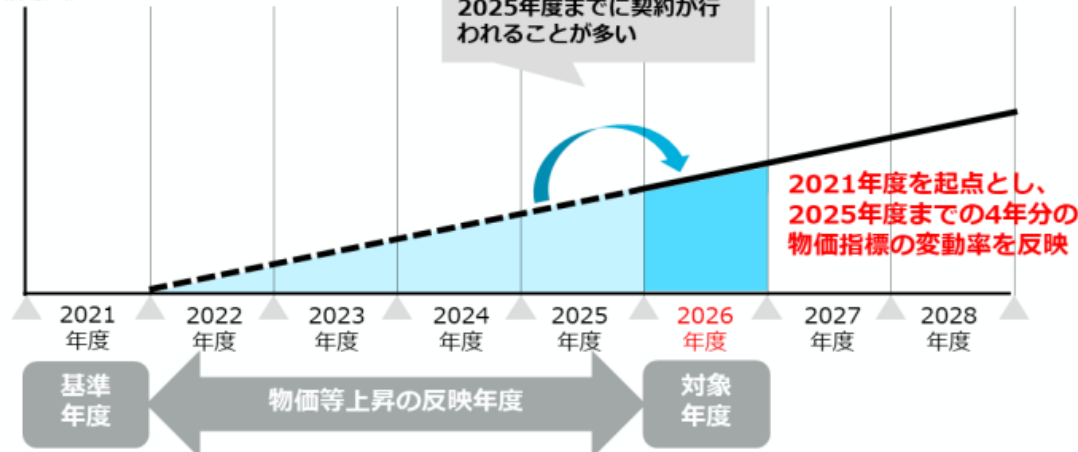
2. ⑤物価等上昇の影響額算定の基準年度

- 第1規制期間については、2021年度までの費用実績をベースに審査を行っていることから、**制度措置の基準年度を2021年度とし、当該年度を起点とした物価指標の変動率を反映すること**としてはどうか。
- また、**実契約における期ズレ**（費用計上の前年度以前に実契約が行われることが多い）を考慮すると、**対象年度の前年度までの物価指標の変動率を反映すること**としてはどうか。
- このように、2021年度を起点とし、対象年度の前年度までの物価指標の変動率を反映させることにより、**規制期間の年数と、物価指標の変動率を反映させる年数が一致すること**となる。

※ 例えば2026年度分（第1規制期間4年目）については、2021年度を起点とし、2025年度までの4年分の物価指標の変動率を反映。

<2026年度分の物価指数反映イメージ>

物価指数推移



【参考】電気の託送料金（レベニューキャップ制度：RC）の議論の動向

令和7年12月16日
第72回料金制度専門会合
資料3から抜粋

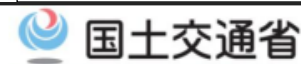
2. ⑥適用する客観的な公表指標 – 採用指標の考え方

- 各案の特徴、及び制度措置における考え方は以下のとおり。
- 可能な限り実態に即した指標を適用する観点や、消費者への負担に配慮しつつ、電気工事業者の賃上げ等にも資する観点からは、案②が適当と考えられるのではないかと。

参考：送配電網協議会試算における2024年度分物価等上昇率+9.6%（費用項目+7.4%、投資項目+17.2%）

適用指標	考え方	2024年度における適用指標上昇率 及び送配電網協議会試算との整合性	メリット・デメリット
案①	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 費用全体に一般的にインフレの指数として利用される消費者物価指数（総合）を適用。 ➢ 他国（例：ドイツ、ノルウェー）においても、消費者物価指数を用いて制度設計が行われている事例がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全体+6.3% ➢ 費用項目の上昇率は概ね整合。 ➢ 投資項目の上昇率は大きな乖離。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 消費者への負担が抑えられる。 ➢ 電気工事業者の賃上げ等が困難となるおそれ。
案②	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 費用項目は一般的にインフレの指数として利用される消費者物価指数（総合）を適用。 ➢ 投資項目は、主として送変配電設備の建設工事であることを踏まえ、電力設備の建設工事にかかる企業物価や賃金指数等を含めた総合指数である建設工事費デフレーター（電力）を適用。 ➢ 他国（例：英国）においても、消費者物価指数をベースに他の指標で補正を行う制度設計が行われている事例がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全体+6.8% (費用項目+6.3%、投資項目+7.8%) ➢ 費用項目の上昇率は概ね整合。 ➢ 投資項目の上昇率も、可能な限り工事契約の実態を客観的な指標で反映することで、案①と比べて乖離幅が縮小。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 消費者への負担が一定程度抑えられる。 ➢ 電気工事業者の賃上げ等が可能。
案③	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業者の事業運営は、主として企業間取引で行われていることから、費用全体に国内企業物価指数（総平均）を適用。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全体+12.2% ➢ 試算より全体の上昇率が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 消費者への負担が大きくなる。 ➢ 電気工事業者の賃上げ等が可能。

収入原価算定要領の見直し(令和6年4月1日改定)



背景・狙い

鉄道運賃水準の算定の根拠となる「総括原価」の算定方法を定める「収入原価算定要領」について、平成9年に現行の要領が策定されて以降の企業会計制度の変更等に伴う見直しに加え、高齢化する社会、コロナ禍の影響によるライフスタイルの変化、自然災害の激甚化、CNやDXへの対応等、鉄道事業を取り巻く環境が大きく変化し、鉄道事業に求められる役割やニーズが多様化・高度化している中、鉄道事業の安定的・持続的な運営等を確保していく観点から、見直しを行うもの。

主な内容

(1) 持続可能な鉄道輸送サービスに資する設備投資の促進(減価償却費等の算定方法の改善)

- ①通常は将来3年分の減価償却費等を総括原価へ計上するとされているが、設備投資計画の確認等を条件に、**3年を超える期間分を考慮した額を総括原価へ計上できるようにする。**
- ② **政策的に必要性の高い設備投資(※)の加速化を図るため**、設備投資計画の確認等を条件に、これら政策的に必要性の高い設備投資に対応する既存設備の**減価償却費を前倒して総括原価へ計上できるようにする。**
(※国土強靱化関係、安全対策関係、環境対応関係、輸送力強化関係、DX関係、インバウンド対応関係、バリアフリー化関係、人材確保関係)

(2) 人材の確保(人件費の算定方法の改善)

将来にわたって必要な人材を確保できるよう、適正な賃金上昇を反映できるよう人件費の算定方法を見直す。「人件費＝基準コスト×伸び率」という算定式は維持しつつ、「伸び率」には、これまでの**鉄道事業者における人件費上昇率(実績値)のみならず、賃金構造基本統計調査等に基づく「伸び率」を反映**するほか、直近に急激な景気動向の変化があった場合等は、合理的と認められる範囲で適切に設定する。

(3) 経常的な経費の変動に適切に対応(経費の算定方法の改善)

原則として消費者物価指数(生鮮食品及びエネルギーを除く。)の上昇率の5年単純平均(地域別)を用いて算定するほか、直近に急激な景気動向の変化があった場合等は、合理的と認められる範囲で適切に設定する。

(4) 災害からの復旧(修繕費用の取扱いの改善)

災害の激甚化・頻発化により増大している**鉄道施設の修繕費用について、特別損失として計上されたものについても、総括原価への計上できるようにする。**

(5) その他

ヤードスティック方式の計算方法など、収入原価の算定方法全般について見直し。

収入原価算定要領の見直しの方向性

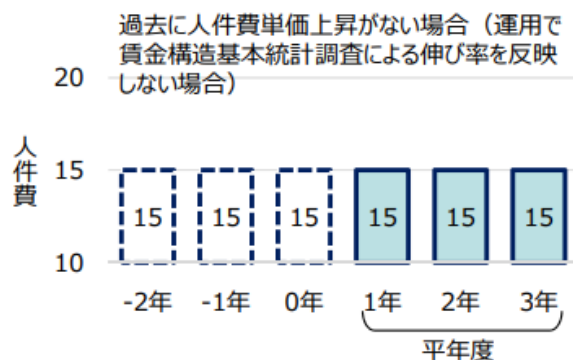
賃金上昇に適切に対応する人件費の算定方法

現行

- 人件費については、ヤードスティック方式により算定された適正コストのうち人件費に相当する金額に「伸び率」を乗じて算定している。
- 「伸び率」については、各鉄道事業者の実績値を基本としているが、必要に応じて厚生労働省の賃金構造基本統計調査における10年単純平均（全国・全産業）を基に設定するという運用を行っている。

<課題>

- 鉄道事業では専門的な技術人材をはじめ人手不足への対応が急務となっており、政府全体としても「賃上げ」が政策目標として掲げられている中、人件費がヤードスティック方式の対象経費となっているため、鉄道事業者が賃上げを行う場合、他事業者も同様の水準で賃上げを行わなければ、経営が非効率と評価されるおそれがあり、適切な賃金上昇を実施しにくい。
- 現行の算定要領では、人件費の上昇を適正に原価に計上する方法については明確な位置付けがなく、実態的には運用での対処に限定される。

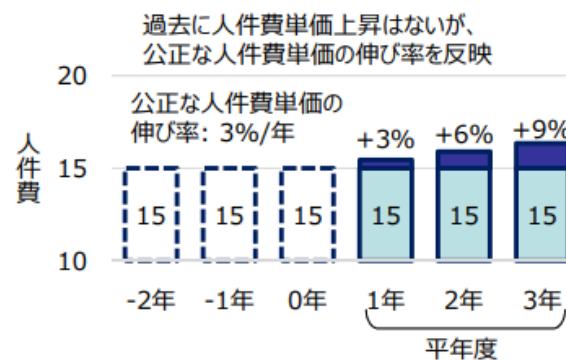


見直しの方向性（案）

- 総括原価における人件費の計上に当たっては、厚生労働省の賃金構造基本統計調査や毎月勤労統計調査等の政府の基幹統計データによる伸び率や鉄道事業者における人件費の伸び率の実績を反映させることを算定要領において明確にすることとする。
- ※ 賃金構造基本統計調査を用いる場合は、属性別（産業別、地域別）データを用いて、各社の属性に即した上昇率を設定することが考えられる。

<引き続き検討すべき点>

- ・ 伸び率の算出に用いる統計データの種類及び期間の長さ



収入原価算定要領の見直しの方向性

経常的な動力費の変動等に適切に対応する算定方法

現行	見直しの方向性（案）
<p>○ 動力費については、ヤードスティック方式の対象経費から外し、平年度における動力費単価に使用動力量を乗じて算出した動力費の見込みをそのまま総括原価に計上している。</p> <p>※ 相互直通運転等が活発に行われ、他社車両を自社路線で運行せざるを得ない等の理由で、鉄道事業者の経営努力が及びにくいと考えられるため。</p> <p>○ 動力費以外の電気料金（付帯電気料金）については、各費目の水道光熱費の一部として総括原価に計上しており、ヤードスティック方式の対象経費に含まれている。</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 鉄道の主たる動力源である電気の料金単価の過去の推移等に鑑みて将来の動力費単価の変動が見込まれる場合であっても、総括原価に計上される動力費の単価には当該変動が考慮されない。 ■ 付帯電気料金は、エネルギー価格の変動の影響を受けやすいにもかかわらずヤードスティック方式の対象経費に含まれており、エネルギー価格の上昇という外的要因のために経営が非効率と評価されるおそれがある。 ■ 昨今では、脱炭素に対する社会的な要請の高まりから、一部の鉄道事業者が高コストの再生可能エネルギーへの転換を始めており、これらの鉄道事業者に対する対応についても検討が必要。 <div data-bbox="310 1042 932 1356"> <p>過去の実績を踏まえ動力費単価を設定 $(15+13+20) \div 3 = 16$</p> </div>	<p>○ 動力費の算出に当たっては、総務省の消費者物価指数（エネルギー又は電気料金）等の政府の基幹統計データによる地域別の料金単価の変動率を反映することとする。</p> <p>○ 付帯電気料金は、一定の条件においてヤードスティック方式の対象経費から外し、動力費と同様の考え方により総括原価に計上することとする。</p> <p>○ 再生可能エネルギー等の購入に当たって料金単価の変動を踏まえた長期契約等を締結した場合は、個別の事情を勘案することとする。</p> <p><引き続き検討すべき点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変動率の算出に用いる統計データの種類及び期間の長さ ・ 付帯電気料金をヤードスティック方式の対象経費から外す条件（ヤードスティック方式における各グループの特性等を勘案して検討） <div data-bbox="1139 1013 1761 1356"> <p>公正な燃料単価の変動率を反映</p> <p>公正な燃料単価の変動率: 10%/年</p> </div>

エスカレーションの反映について

- 託送料金については、ガスのネットワークの個別性や独立性を踏まえ、現在の総括原価方式の枠組みを維持することを基本とする。
- その上で、消費者物価及び雇用者所得等の増減の見込み（エスカレーション）の原価への算入ができるよう、原則として原価への算入を認めないとされている現在の審査要領について、見直しを進めてはどうか。
- エスカレーションの反映を織り込む手法としては、以下のような手法が考えられるが、具体的な方向性については、次回以降の議論においてお示ししたい。
 - 一般ガス導管事業者が、各々将来の変動率を個別に算定して各費用に織り込む。
 - 審査要領において、参照するべき客観的な指標データを明示し、その変動率を採用。
- あわせて、以下のような点についても、関連する論点として検討を進めていきたい。
 - 変動率の反映方法をどのように設定するか。各項目のうち、算定に変動率を織り込みうる項目を設定するか、別の手法がありうるか。
 - 料金算定時の変動率の適正性に係る事後的な確認の必要性について、事業者が少なくない中で、現実的にどこまでできるか。事後評価による総括的な収支の確認により、値下げ命令も行える中、今の枠組みから細分化した確認をどこまで行うべきか。
 - 値上げの場合は、洗い替えによる見直しが原則であるが、原価算定期間が原則3年間である中、仮に期間中において料金算定時には予見できないほどの情勢変化が生じ、物価等の著しい変動があった場合、変動率のみを変分改定することは許容されうるか。

【参考】関係法令

○ガス事業法（昭和29年法律第51号） （託送供給約款）

第四十八条 一般ガス導管事業者は、その供給区域における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、同項本文の認可を受けた託送供給約款を変更しようとする場合に準用する。

3 略

4 経済産業大臣は、第一項本文（第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第一項本文の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二～六 略

5 一般ガス導管事業者は、第二項の規定にかかわらず、料金を引き下げの場合その他のガスの使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、第一項本文の認可を受けた託送供給約款（次項又は第九項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。第八項において同じ。）で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

6 一般ガス導管事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の託送供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

7～13 略

○ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号） （託送供給約款の変更の届出）

第六十八条 法第四十八条第五項の経済産業省令で定める場合は、同条第一項本文の認可を受けた託送供給約款（同条第六項又は第九項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条から第七十二条までにおいて単に「託送供給約款」という。）の変更の場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 託送供給約款により託送供給を受ける者（以下「託送供給利用者」という。）の料金及びその支払期日から支払が遅延することにより追加的に発生する当該託送供給利用者の負担（以下「料金等」という。）を変更する場合であつて、当該託送供給利用者が料金を支払うべき義務の発生する日からその支払を行う日までの期間が当該託送供給約款の変更の前後において同一であると仮定した場合において、いずれかの託送供給利用者の支払うべき料金等を合計した額が減少し、かつ、その他の託送供給利用者の支払うべき料金等を合計した額が増加しないと見込まれる場合

二～十 略

○ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成29年経済産業省令第22号） （原価等の算定）

第二条 法第四十八条第一項の規定により定めようとする、又は同条第二項の規定により変更しようとする託送供給約款で設定する料金（以下「託送供給約款認可料金」という。）を算定しようとする一般ガス導管事業者（以下単に「一般ガス導管事業者」という。）は、当該一般ガス導管事業者の事業年度の開始の日又はその日から六月を経過する日を始期とする三年間（変更しようとする託送供給約款で設定する料金を算定しようとする一般ガス導管事業者にあつては一年間を単位とする一年以上の期間）を将来の合理的な期間（以下この章、別表第一から別表第四まで及び様式第一から様式第十一までにおいて「原価算定期間」という。）として定め、当該原価算定期間において一般ガス導管事業等（一般ガス導管事業（最終保障供給を行う事業を除く。）及び法第五十五条第一項に規定する特定ガス導管事業をいう。以下同じ。）を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下この章、別表第一から別表第四まで及び様式第一から様式第十一までにおいて「原価等」という。）を算定しなければならない。

2 前項の原価等は、第四条の規定により算定される営業費の額、第五条の規定により算定される営業費以外の項目の額及び第六条の規定により算定される事業報酬の額の合計額から第七条の規定により算定される控除項目の額を控除して得た額とする。

【参考】関係法令

○ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成29年経済産業省令第22号）

（託送供給約款料金原価等の算定）

第十三条 一般ガス導管事業者は、第九条（第十条第一項に規定する一般ガス導管事業者にあつては、前条）により算定した機能別原価の各項目の合計額を託送供給約款料金原価等としなければならない。

（変動額託送供給約款料金原価等の算定）

第十五条 一般ガス導管事業者は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。以下「改正法」という。）附則第十八条第一項又は法第四十八条第一項、第二項、第六項若しくは第九項若しくは法第五十条第二項の規定により託送供給約款で設定した料金（以下「現行託送供給約款料金」という。）を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第十三条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変動額託送供給約款料金原価等を算定することができる。

- 一 次項の規定により算定する事業者間精算費及び事業者間精算収益の変動額（他の導管事業者（一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者をいう。以下同じ。）が設定する事業者間精算料金表（連結託送供給（導管事業者が一の需要場所に対する託送供給を連続して行う場合における託送供給のうち、当該一の需要場所に対して行う最後の託送供給以外の託送供給をいう。以下同じ。）に係る費用を導管事業者間で精算するための料金を算出するための基礎となる料金表をいう。以下同じ。）及び想定連結託送供給ガス量（連結託送供給を行うことが見込まれるガスの量をいう。以下同じ。）の変更起因するもの。以下「事業者間精算費等特別変動額」という。）
- 二 第三項の規定により算定する合成メタン等調達費相当金（ガス事業法施行規則第二十条の四第一項第四号に規定する合成メタン等調達費相当金をいう。以下同じ。）の変動額（以下「合成メタン等調達費相当金特別変動額」という。）

2～5 略

（届出託送供給約款料金原価等の算定）

第十七条 法第四十八条第五項の規定により変更しようとする託送供給約款で設定する料金（以下「託送供給約款届出料金」という。）を算定しようとする一般ガス導管事業者（以下この条から第二十条までにおいて「届出事業者」という。）は、次項の規定により算定する場合を除き、当該届出事業者の事業年度の開始の日又はその日から六月を経過する日を始期とする一年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原資算定期間」という。）を定め、次の各号に掲げるいずれかの方式により、届出託送供給約款料金原価等を算定しなければならない。ただし、託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第二表の一定水準超過額が零でない届出事業者又は同様式第三第五表の乖離率がマイナス五パーセントを超えている届出事業者（現行託送供給約款料金を維持することが妥当であると認められる者を除く。）が改正法附則第十八条第一項本文の認可を受けた託送供給約款（法第四十八条第二項において準用する同条第一項本文の認可を受けたとき、法第四十八条第六項若しくは第九項の規定による変更の届出があつたとき、又は法第五十条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）で設定した料金を変更する場合（改正法附則第十八条第一項本文の認可を受けた日以後、第十四条第一項の規定により託送供給約款認可料金を設定し、法第四十八条第二項において準用する同条第一項本文の認可を受けたことがある場合及び第十九条第二項の規定により届出託送供給約款料金原価等を算定し、法第四十八条第六項の規定による届出をしたことがある場合を除く。）は、原資算定期間を定め、第二号に掲げる方式により、届出託送供給約款料金原価等を算定しなければならない。

- 一 届出上限値方式
- 二 総括原価方式

2 略

今後の検討課題

- エスカレーションの議論以外の託送料金制度に係る今後の検討については、これまでの本WGにおける委員からの御指摘も踏まえて、以下のような論点についても議論を進めることとしたい。
 - ✓ 道路占用料の扱いなどの変分改定の在り方。
 - ✓ 届出制の在り方。
 - ✓ 事業報酬率などの他の料金算定に関する考え方。
 - ✓ 託送収支の確認の在り方、特に、収支の健全性に関する確認について。